

# 宮城県公報

行 城 県  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目 次

○特定計量器の定期検査の実施	一	(産業立地推進課)
○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)	一	(水産林政総務課)
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧	二	(水産業振興課)
○道路の区域変更(三件)	二	(道路課)
○道路の供用開始(二件)	三	(同)
○事務所の所在地等を確知できない宅地建物取引業者(三件)	三	(建築宅地課)
○土地改良区の定款変更の認可	四	(大河原地方振興事務所)
○土地改良事業計画変更の認可	四	(東部地方振興事務所)
公 告	四	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	四	(教育庁高校教育課)
教育委員会	五	
○指定管理者の変更の届出	五	
選挙管理委員会	五	
○政治団体の届出	五	
○政治団体の届出事項の異動届	五	
○政治団体の解散届	五	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十年分)	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成三十一年分(令和元年分))	六	
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(令和二年分)	六	
○資金管理団体の届出	七	

ページ

## 告 示

○宮城県告示第六百七十二号  
計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
令和二年 十月五日	白石市 全 域	午前十時から 午後三時まで	白石市役所正面駐車場(車庫)
同 十月六日	白石市 全 域	午前十時から 午後三時まで	白石市役所正面駐車場(車庫)
同 十月十二日	名取市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	名取市役所東側駐車場
同 十月十三日	名取市 全 域	午前十時三十分から 午後二時三十分まで	名取市役所東側駐車場
同 十月十六日	気仙沼市 唐 桑	午後一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市唐桑総合支所
同 十月十九日	気仙沼市 本 吉	午前十一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市本吉総合体育館
同 十月二十日	気仙沼市 気仙沼・階上・面瀬・松岩	午前十一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市立松岩公民館
同 十月二十一日	気仙沼市 気仙沼・新月	午前十一時から 午後二時三十分まで	気仙沼市民健康管理センター「すこやか」
同 十月二十六日	気仙沼市 鹿折・大島	午後一時から 午後四時三十分まで	気仙沼市魚市場
同 十月二十七日	気仙沼市 魚市場周辺	午前九時から 午後二時三十分まで	気仙沼市魚市場

○宮城県告示第六百七十三号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	石巻市区 域(渡波 漁船漁業 協同組合 の地区)
区分	小型合併漁業 (主として貝 桁を営む漁業)
届出年月日	令和二年八月 十二日
発起人の住所及び氏名	石巻市大宮町一―三十 四 伏見 誠 石巻市流留字沖二十一 ―五十 佐々木 大作
漁業の種類	漁業災害補償 法施行令(昭 和二十九年政 令第二百九十 三号)第六十 二条に規定する漁 業
特定第二号 漁業者数	六人

○宮城県告示第六百七十四号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を令和二年八月二十五日から令和二年九月八日まで縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届出事項	発起人の住所及び氏名 巨理郡巨理町字狐塚一四〇 番地五 菊地 幹彦 巨理郡巨理町字江下二十七 番地一 後藤 修	加入区	巨理町加入 区	漁船損害等補償法第百十三 条第一項の申出をする漁業協 同組合の名称	宮城県漁業協同組合 仙南支所	縦覧場所	宮城県巨理町荒浜字 築港通り六番二十二
------	---	-----	------------	---	-------------------	------	------------------------

○宮城県告示第六百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、令和二年八月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	一 道路の種類 一般国道 二 路線名 三九八号 三 道路の区域	変更の前後 敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考	
変更の区間	石巻市中央三丁目三三番五地先から 同市八幡町一丁目四番三地先まで	前 A	一〇・〇	八二〇・〇	上記 A、 B、C及びD は、関係図面 に表示する敷 地の区分をい う。
		前 B	一四・五	二九二・二	
		前 C	七・八	三二〇・七	
		前 D	一一・三	一八七・〇	
変更の区間		後 A	一〇・〇	八一〇・〇	
		後 B	一四・五	二九二・二	
		後 C	七・八	三二〇・七	
		後 D	一一・三	一八七・〇	

○宮城県告示第六百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。  
その関係図面は、令和二年八月二十五日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間	一 道路の種類 県道 二 路線名 古川松山線 三 道路の区域	変更の前後 敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
変更の区間				

○宮城県告示第六百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

大崎市古川大幡字道下東五番四地先から 同市古川宮内字下供輪堂無番地先まで					
後		前		変更の 前後	
C	B	A	C	B	A
—	一〇・二 二八・七	七・六 一一・九	八・五 二二・八	一〇・二 二五・三	九・五 一二・九
—	二四七・九	二四三・〇	三二〇・三	二四七・九	二四三・〇
上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。					

○宮城県告示第六百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間					
石巻市釜谷字葦島五番一地从先から 同市釜谷字葦島二五番地先まで					
後		前		変更の 前後	
B	A	B	A	敷地の幅員 (メートル)	
—	一〇・二 一一・二	九・五 一一・六	一〇・二 一一・二	敷地の延長 (メートル)	
—	二〇六・八	二二五・九	二〇六・八	備 考	
敷地の区分をいう。					

○宮城県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年八月二十五日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市中央三丁目三三番五地先から 同市八幡町二丁目四番三地先まで	令和二年九月十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第六百八十号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和二年八月二十五日

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川松山線	大崎市古川大幡字道下東二四番一地从先から 同市古川宮内字下供輪堂無番地先まで	令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称  
創成エステート株式会社

二 代表者の氏名  
関野 正人

宮城県知事 村 井 嘉 浩

三 事務所の所在地

仙台市泉区加茂二丁目三十六番地の五

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十八年八月三十一日 宮城県知事(八)第三千九十四号

○宮城県告示第六百八十一号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社杉エステート

二 代表者の氏名

伊藤 久美

三 事務所の所在地

仙台市若林区穀町二十番地サンキューコーポ二〇一

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十八年十二月九日 宮城県知事(二)第五千八百七十号

○宮城県告示第六百八十二号

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十七条第一項の規定により告示する。

なお、この告示の日から三十日を経過しても申出がないときは、宅地建物取引業者の免許を取り消すことがある。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宅地建物取引業者の商号又は名称

株式会社寛栄商事

二 代表者の氏名

阿部 寛生

三 事務所の所在地

仙台市青葉区国分町二丁目五―三ゴク壱番館四階F号

四 免許年月日及び免許証番号

平成二十九年六月十二日 宮城県知事(一)第六千三百九十三号

○宮城県告示第六百八十三号

黒沢尻用水路土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和二年八月十七日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年八月二十五日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 笹 出 陽 康

○宮城県告示第六百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定により、迫川沿岸土地改良区が行う土地改良事業(維持管理事業)計画の変更を令和二年八月十八日認可した。

令和二年八月二十五日

宮城県東部地方振興事務所

所長 佐 藤 靖

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県立高等学校教育用タブレット端末調達及びネットワーク接続等設定委託業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 教育庁高校教育課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年八月十七日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 テクノ・マインド株式会社 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 三億二千九百四十五万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

教育委員会

七 入札の公告を行った日 令和二年七月三十一日

○宮城県教育委員会告示第十三号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和二年八月二十五日

宮城県教育委員会

一 公の施設の名称

宮城県ライフル射撃場

二 変更後の指定した団体の代表者氏名

宮城県ライフル射撃協会 会長 鈴木一郎

三 変更年月日

令和二年八月一日

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

令和二年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

○ 令和二年七月三日

自由民主党宮城県仙台市青葉区第一支部 高橋 卓誠 西條 幹男 仙台市青葉区昭和町五一

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 代表者の氏名 会計責任者の氏名 主たる事務所の所在地 届出年月日

しかま英夫後援会 小室袈裟雄 宍戸 勇男 白石市小原字西二五一一 令和二年六月二十五日

宮城県神谷まさゆき 山田 卓郎 加茂 雅行 仙台市青葉区落合二一五一二六 令和二年七月三十一日

後援会

○宮選管告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

令和二年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

(一) 政党の支部

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

自由民主党宮城県測 佐々木甲也 代表者の氏名 佐々木甲也 遠藤 敏雄 令和二年六月三十日

量設計業支部

(二) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称 代表者の氏名 異動事項 新 旧 異動年月日

宮城県石油政治連盟 野口 春幸 会計責任者の氏名 浅野 裕志 樋野 精一 令和二年四月二十八日

宮城県農協政治連盟 高橋 正 会計責任者の氏名 高橋 慎 竹中 智夫 令和二年七月一日

○宮選管告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体が解散した旨届出があった。

令和二年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体） 代表者の氏名 解散年月日

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日

愛知治郎後援会 愛知 治郎 令和二年六月二十五日

しかま英夫後援会 小室袈裟雄 令和二年三月三十一日

大和町愛知会 佐藤 啓子 令和二年六月二十五日

村井よしひろを支援する大崎の会

佐々木征治 令和二年七月九日

○宮選管告示第八十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

しかま英夫後援会

報告年月日 2. 6. 25 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

○宮選管告示第八十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成三十一年分（令和元年分）収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和二年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

政治団体の収支報告書の要旨（単位：円）

（その他の政治団体）

愛知治郎後援会

国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第二号

公職の候補者の氏名 愛知 治郎

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 2. 2. 21 (2. 6. 25解散)

1 収入総額 189,317

前年繰越額 9,317

本年収入額 180,000

2 支出総額 57,153

3 本年収入の内訳 180,000

寄附 180,000

4 支出の内訳 180,000

経常経費 28,253

事務所費 28,253

政治活動費 28,900

組織活動費 28,900

5 寄附の内訳

〔政治団体分〕

自由民主党宮城県参議院選挙区第一支部 180,000 仙台市青葉区

しかま英夫後援会

報告年月日 2. 6. 25 (2. 3. 31解散)

1 収入総額 0

2 支出総額 0

大和町愛知会

報告年月日 2. 3. 27 (2. 6. 25解散)

1 収入総額 1,128,423

前年繰越額 62,423

2 支出総額 1,066,000

3 本年収入の内訳 1,009,318

寄附 100,000

政治団体分 100,000

機関紙誌の発行その他の事業による収入 966,000

大和町愛知会早春の集いの会費 966,000

4 支出の内訳

経常経費 17,718

備品・消耗品費 12,000

事務所費 5,718



令和二年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆川 章太郎

資金管理団  
体の届出を  
した者(代  
表者)の氏  
名

公職の種類

資金管理団体の  
名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

武田 暁 角田市長

武田あきら後援会 角田市尾山字横町二七

令和二年  
四月一日